

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」といいます。）が平成21年4月1日から全面施行（財政指標に関する規定は平成20年4月1日に施行されました。）され、この法律により地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（以下「健全化判断比率」といいます。）と公営企業ごとの資金不足率（以下「資金不足比率」といいます。）を議会に報告し、公表することとされています。（健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

仙北市の令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

◎ 令和元年度決算に基づく仙北市の健全化判断比率（報告第6号関係）

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.9	118.6
早期健全化基準	(13.09)	(18.09)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

< 早期健全化基準 >

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上である場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければならない。

< 財政再生基準 >

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが「財政再生基準」以上である場合には、議会の議決を経て「財政再生計画」を定め、速やかに、これを公表するとともに、県知事を経由して総務大臣に報告しなければならない。財政再生計画については、議会の議決を経て県知事を通じて総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、同意を得ないときは、災害復旧事業費の財源とする場合を除き、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。

○ 実質赤字比率

< 実質赤字比率 > 一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

< 算定方法 >

令和元年度決算額

(単位:千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支額
一般会計	22,168,656	21,674,686	493,970	40,255	453,715

[注]決算統計の基準により算出するため、決算書とは異なることがあります。

(A) 令和元年度一般会計実質収支額 453,715 千円

(B) 令和元年度標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額） 11,745,623 千円

実質赤字比率（実質収支額が黒字の場合は負数表記） (A) ÷ (B) -3.86 %

○ 連結実質赤字比率

<連結実質赤字比率> 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

<算定方法>

令和元年度決算額【一般会計・公営事業会計(法適用公営企業以外)】

(単位:千円)

区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰り 越すべき財源	解消可能資 金不足額	実質収支額 (D)
一般会計	22,168,656	21,674,686	493,970	40,255		453,715
下水道事業特別会計	653,724	638,617	15,107	18	0	15,089
集落排水事業特別会計	510,859	468,561	42,298	0	0	42,298
浄化槽事業特別会計	93,236	83,139	10,097	0	0	10,097
国保特別会計事業勘定	3,100,846	2,731,571	369,275	0		369,275
〃 田沢診療施設勘定	6,327	6,327	0	0		0
〃 神代診療施設勘定	89,325	89,301	24	0		24
後期高齢者医療特別会計	312,011	310,992	1,019	0		1,019
介護保険特別会計	435,807	435,432	375	0		375
計					(a)	891,892

令和元年度決算額【公営企業会計(法適用公営企業)】

(単位:千円)

区分	流動資産等	流動負債等	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額(D)
仙北市病院事業会計	667,083	1,303,650	0	▲ 636,567
仙北市温泉事業会計	85,116	3,843	0	81,273
仙北市水道事業会計	894,565	148,472	0	746,093
計			(b)	190,799

(C) 令和元年度連結実質収支額 (a) + (b) 1,082,691 千円

(B) 令和元年度標準財政規模(再掲) 11,745,623 千円

連結実質赤字比率(連結実質収支額が黒字の場合は負数表記) (C) ÷ (B) -9.21 %

○ 実質公債費比率

<実質公債費比率> 一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する比率

<算定方法>

決算統計(平成29年度決算～令和元年度決算)等のデータを基礎として算定

(単位:千円)

事項	令和元年度	平成30年度	平成29年度
起債元利償還金	2,144,868	2,122,159	2,159,240
－ 起債繰上償還額等	0	0	0
－ 起債償還特定財源	▲ 74,865	▲ 68,350	▲ 68,175
＋ 公営企業債償還財源繰入金	1,063,331	1,074,944	863,463
＋ 一部事務組合償還財源負担金	6,385	6,709	9,920
＋ 公債費に準ずる債務負担行為	16,422	16,832	18,670
＋ 一時借入金の利子	41	49	24
－ 普通交付税算入公債費等 (E)	▲ 2,140,756	▲ 2,173,872	▲ 2,083,641
計 (F)	1,015,426	978,471	899,501
標準税収入額等	3,375,683	3,374,479	3,345,426
＋ 普通交付税額	8,012,401	8,014,906	8,146,574
＋ 臨時財政対策債発行可能額	357,539	484,777	496,906
－ 普通交付税算入公債費等 (E)(再掲)	▲ 2,140,756	▲ 2,173,872	▲ 2,083,641
計 (G)	9,604,867	9,700,290	9,905,265
実質公債費比率(単年度) (F) ÷ (G) %	10.57199	10.08703	9.08104
実質公債費比率(3カ年平均) %		9.9	

※3カ年平均は小数第2位切捨

○ 将来負担比率

<将来負担比率> 一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

<算定方法>

(単位:千円)

事 項		金 額
将来負担額	地方債の現在高	22,008,519
	債務負担行為に基づく支出予定額	0
	公営企業債等繰入見込額	14,369,812
	組合負担等見込額	7,416
	退職手当負担見込額	2,482,190
	設立法人の負債額等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0
	計 (H)	38,867,937
充当可能 財源等	充当可能基金	2,074,688
	充当可能特定歳入	517,863
	基準財政需要額算入見込額	24,883,957
	計 (I)	27,476,508
標準財政規模(再掲) (B)		11,745,623
普通交付税算入公債費等(再掲) (E)		2,140,756
将来負担比率 (H) - (I) ÷ (B) - (E) %		118.6

※将来負担比率は小数第2位切捨

◎ 令和元年度決算に基づく 仙北市の資金不足比率（報告第7号関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	(20.0)
集落排水事業特別会計	-	(20.0)
浄化槽事業特別会計	-	(20.0)
仙北市病院事業会計	16.7	(20.0)
仙北市温泉事業会計	-	(20.0)
仙北市水道事業会計	-	(20.0)

[注]資金不足額が生じていない場合、資金不足比率は「-」で表記しています。

<経営健全化基準>

資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定め、これを公表するとともに、県知事に報告しなければならない。

○ 資金不足比率

<資金不足比率> 資金不足額の事業規模に対する比率

<算定方法>

令和元年度決算額（公営企業会計）

（単位：千円、％）

区分	資金不足額 ・剰余額(再掲) (D)	営業収益 (c)	受託工事収益 (d)	事業の規模 (c) - (d) (J)	資金不足比率 (D) ÷ (J)
下水道事業特別会計	15,089	116,788	0	116,788	-
集落排水事業特別会計	42,298	39,264	0	39,264	-
浄化槽事業特別会計	10,097	28,545	0	28,545	-
仙北市病院事業会計	▲ 636,567	3,789,328	0	3,789,328	16.7
仙北市温泉事業会計	81,273	29,206	0	29,206	-
仙北市水道事業会計	746,093	377,140	0	377,140	-

[注]資金不足額が生じていない場合、資金不足比率は「-」で表記しています。

※資金不足比率は小数第2位切捨